

令和 7 年度

白鷹町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会

令和7年度白鷹町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

白鷹町では、少子高齢化や家族構成の変化から、高齢者一人暮らし、高齢者夫婦のみ世帯ともに増加しており、高齢者等を支える方も高齢化している。地域における包括的支援が非常に重要になってきております。

白鷹町社会福祉協議会においては、それらの状況を勘案し、令和7年度から地域包括支援センターの受託を行い、高齢者の総合相談窓口の機能を主体としながら、介護予防や認知症の方への支援、地域の見守り・支え合いの仕組みづくりを実施していきます。既存の事業である、生活困窮者が自立するための相談窓口である生活自立支援センターやふれあいいきいきサロン、民生委員児童委員の活動支援、ボランティアセンターなどの事業と連携し、地域共生社会の実現の一助になるよう、各種事業に取り組んでまいります。

地域住民が主体となり実施していただいている「ふれあいいきいきサロン」については、高齢者の交流の場として親しまれており、運営等の継続支援を図ってまいります。

生活困窮者が自立するための相談支援を実施している生活自立支援センターでは、緊急小口資金等の特例貸付の償還に対し、生活状況の把握と借受人へのフォローアップを継続的に行い、生活基盤の安定が図れるように支援してまいります。新たに、持ち家のない単身高齢者等の増加等に対応するため、住まいの相談を行います。また、認知症高齢者や障がい者などの権利擁護支援のため日常生活自立支援事業に取り組むとともに、この方々の判断能力の低下によって本人の意思決定が難しい方については、新たな事業である地域包括支援センターと連携した支援を行います。

居宅介護支援事業所の運営は、引き続き適切な事業運営を行い、要介護者及び家族の意向に沿い、介護保険サービスの有効な利用に向け、支援を行ってまいります。

ハ乙女げんき塾においては、介護保険サービスを必要としない高齢者の健康の維持増進や生活に役立つ講話の開催などを行い、利用者の生活の維持向上を図ってまいります。

子育て支援の取り組みについては、さくらの保育園及びひがしね保育園の運営、子育て支援センターにこぽーと、放課後児童クラブの運営を行い、子どもたちの健やかな成長と子育て世代のサポートを行ってまいります。インクルーシブ保育については、児童発達支援センターにこっとと連携し、子どもの多様性を大切にした保育を実施してまいります。さくらの保育園においては、令和6年度に引き続き医療的ケア児の受け入れを行います。

児童発達支援センターにこっとにおいては、利用児童の個々のケースに応じたサポートを行うとともに研修等を通じて職員の資質向上を図り、よりよいサービス提供に努めてまいります。児童発達支援が社会的に認知されてきたことなどから、定員を超える利

用希望があり、近隣市町においても利用できない児童が増えています。行政やその他民間企業等の状況を注視してまいります。

働き手の不足により職員の確保が非常に難しくなっていることから、法人の魅力を発信できるよう SNS の利用等や地域に開かれた事業展開をしてまいります。

白鷹町社会福祉関連法人連絡協議会については、9 団体が連携して買物支援や出前講座の地域貢献活動に取り組みます。

Ⅱ 事業概要

1. 社会福祉法人の運営・管理

項 目	内 容
(1)会議の開催	○理 事 会 年 2 回～4 回開催 ○評議員会 年 2 回または必要に応じて開催 ○監 査 会 年 1 回開催 ○三 役 会 随時開催 ○評議員選任・解任委員会 随時開催 ○苦情解決第三者委員会 年 1 回 ○上記以外の委員会等 適時
(2)福祉推進員の委嘱	区長・町内長の皆様に福祉推進員を委嘱し、地域における見守り支援のネットワークの構築や日常生活への支援を推進する。 ◇ 福祉推進員（区長 25 名・町内長 104 名）
(3)会費について	地域福祉の推進を図るために、戸別に会費の協力をお願いするとともに、事業活動の趣旨に賛同する方に賛助会費の協力をお願いし、自主財源確保に努める。 ◇ 【普通会員】一戸：1,200 円(年) ◇ 【賛助会費】一口：1,000 円

2. 相談の窓口

項 目	内 容
(1)地域包括支援センターの運営（町委託事業） 《新事業》	高齢者の総合相談窓口の機能を主体としながら、介護予防や認知症の人の支援、地域の見守り・支え合いの仕組みづくりなどを実施し、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことをサポートする。 以下の事業を実施する。 ◇ 総合相談支援事業 ◇ 権利擁護事業 ◇ 包括的・継続的ケアマネジメント事業 ◇ 第 1 号介護予防支援事業 ◇ 在宅医療・介護連携推進事業 ◇ 生活支援体制整備事業 ◇ 認知症総合相談支援事業 ◇ 地域ケア会議推進事業 ◇ 家族介護支援事業 ◇ 福祉用具・住宅改修支援事業 ◇ 認知症サポーター等養成事業 ◇ 介護予防普及啓発事業 ◇ 地域介護予防活動支援事業 ◇ 指定介護予防支援事業 ※町から職員 1 名が派遣され、引継ぎを行いながら事業を進めてまいります。

(2)生活困窮者自立支援事業の推進（県委託事業） 小国町・飯豊町社協共同体	西置賜地域生活自立支援センターにおいて、生活困窮者の経済的な困窮状態の脱却に限らず、本人の状態に合わせた自立支援プランを共に考え、社会参加に向けた包括的、継続的な支援を実施する。また、持ち家のない単身高齢者等の増加等に対応するため、令和7年度から住まいの相談を行う。 ◇ 支援調整会議の開催（随時） ◇ 支援会議 … 関係機関との連携強化（年2回）
(3)生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）	低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯の自立構成を図るため、資金貸付を実施する。 ◇ 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費等） ◇ 福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ◇ 教育支援資金（教育費、就学支度費） ◇ 不動産担保型生活資金（低所得高齢者、要保護高齢者世帯向け） ※貸付フォローアップ事業 特例貸付の償還支援を行う。 （新型コロナウイルス感染症における貸付償還対応）
(4)日常生活自立支援事業（県社協委託事業）	基幹的社協として、高齢者や障がい者の日常における福祉サービスの利用や金銭管理等の支援を行う。 本人の状態に合わせ、関係機関と連携し成年後見制度につなぐ。
(5)たすけあい資金貸付事業	低所得世帯に対し、緊急に必要な資金の貸付を実施する。 ◇ 貸付限度額5万円 （但し、連帯保証人がいる場合は10万円まで貸付可能）
(6)生活相談所の開設 ※弁護士相談	生活相談所を開設し、弁護士による無料の法律相談を実施する。 ◇ 相談日 第1水曜日（祝祭日の場合は翌週） ◇ 場 所 老人福祉センター ※通常の相談は、社協窓口で対応する。

3. 地域福祉推進の取り組み

項 目	内 容
(1)ふれあいサロンの推進	高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独・孤立解消、さらには介護予防の促進を図る。 助成金の支給の他、健康の増進を図るため、講師を派遣する。 ◇ 町内26ヵ所開設 ◇ ふれあいサロンの情報交換会
(2)福祉バスの運行	福祉バスを運行し、福祉団体等の活動の支援等を行う。
(3)福祉用品等の貸付	無料で福祉用品やレクリエーション用品の貸し出しを行う。 ・車いす（貸し出しは6ヶ月以内を原則） ・高齢者疑似体験セット ・ビーンボウリング、ワナゲ等
(4)チャイルドシート等の貸出	出産等で里帰りした方や緊急性が高い保護者等に対し、チャイルドシート、ジュニアシートを無料で貸出しを行う。 貸し出し場所：さくらの保育園、ひがしね保育園、子育て支援センター

(5)罹災世帯の援助	火災、その他災害等に遭われた世帯への支援 ◇ 全焼・全壊等 1 万円 ◇ 半焼・半壊等 5 千円
(6)食糧支援	ひとり親家庭や生活困窮者等への食糧の支援を行う。

4. ボランティア活動等の推進と災害への備え

項 目	内 容
(1)ボランティアセンターの運営	ボランティア活動を推進するとともに、ボランティアを希望する方の相談や活動場所の紹介などボランティアに関する支援を行う。 ◇ ボランティアのコーディネート ◇ ボランティアの登録 ◇ 情報収集と提供 ◇ ボランティア保険等の加入 ◇ 善意銀行の管理・運営(住民からの寄附金や物品) 等 ◇ 冬季の除雪ボランティア ◆災害ボランティアセンター 白鷹町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書に基づき、災害発生時に備え、センターの設置・運営が円滑にできるように訓練を行う。 ◇ 設置・運営訓練の実施 ◇ 町総合防災訓練への参加 ◇ 災害時の資機材等の整備 《他市町村被災の場合》 ◇ 被災地の災害ボランティアセンターに運営スタッフ派遣 ◇ ボランティアバスの運行
(2)見守りサービスの実施	見守りが必要な高齢者世帯等に、お弁当を届けながら週 1 回(木曜日)の見守り活動を行う。 ◇ 利用者負担 300 円 ◇ 対象世帯 見守りが必要な高齢者等 ◇ ボランティア 4 名※有償ボランティアとする
(3)傾聴ボランティア 「ひまわり」の活動推進	高齢者等の心の不安や想いに丁寧に耳を傾ける活動を支援する。 ◇ 利用者負担 無料 ◇ 活動場所 在宅 ◇ ボランティア 12 名
(4)学校等への支援	福祉教育に取り組む実践校として、小学校 4 校を指定し、その活動を支援する。
	ボランティア活動に取り組む実践校として、白鷹中学校、荒砥高等学校、白鷹高等専修学校を指定し、その活動を支援する。

5. 介護保険等の事業

項 目	内 容
(1)居宅介護支援事業	介護認定を受けた方に対し、現在の生活状態が維持向上していけるようサービス提供関係機関と連携を取り、必要な相談支援を行う。
(2)介護予防・日常生活支援 総合事業 通所型サービス A (ハ乙女げんき塾) (町委託事業)	介護保険に該当しない方を対象に、閉じこもりの防止を図り、健康づくり等の事業を行うことで、高齢者の自立した生活を支援する。 ◇ 利用日 月曜日～金曜日 ◇ 休 日 国民の休日、8/13～17、12/29～1/3 利用時間 9：00～15：00（送迎あり）

6. 子育て支援事業

項 目	内 容
(1)保育園の経営	《目指す子どもの姿》 「瞳きらきら 心ぽかぽか ^{あした}次代にはばたくげんきな子」 《保育理念》 すこやかで心豊かな子どもを育てると共に、保護者に信頼され、子育て家庭に優しい、地域に開かれた保育園を目指す。 ※開園時間 7時から19時まで さくらの保育園 ◇ 入所定員130名 ひがしね保育園 ◇ 入所定員 60名 ◇ 特別保育の実施 一時預かり事業、延長保育事業 ◇ 医療的ケア児の受け入れ（さくらの保育園） ◇ 2園共同による土曜保育※共同保育（さくらの保育園にて）
(2)子育て支援センターの 管理運営 (町指定管理事業)	◇ 地域子育て支援拠点事業 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。 ①遊び広場の開催 ②育児相談、育児講座の開催 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て相談や交流の場の提供 ⑤地域に根ざした子育て支援活動の展開 開館時間 9：30～15：30 休館 土曜日、12/31～1/3 ◇ ファミリー・サポート・センター事業※委託事業 子育て中の方や地域の方を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と援助を行いたい方の相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

(3)放課後児童健全育成事業※放課後児童クラブ（町委託事業）	小学校に通う児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努める。 クラブ ・ 鮎っ子クラブ ・ 蚕桑っ子クラブ ・ 東根っ子クラブ 利用時間 ①平日：下校時～19：00 ②土曜日、長期休暇、学校休校日：7：00～19：00
---------------------------------------	--

7. 児童発達支援事業

(1)児童発達支援センターの経営	①児童発達支援事業 心身の発達が気になる子が安心して日常生活を送るために個別支援計画に基づき、支援を行う。 ◇ 対象児 未就学児 ◇ 定 員 10名
	②放課後等デイサービス事業 障がいのある児童等を対象に、学校の授業終了後からサービス提供時間帯に、個別支援計画に基づき支援を行う。 ◇ 対象児 小学1年生～18歳 ◇ 定 員 10名
	③保育所等訪問支援事業 児童が通う保育園や学校等にスタッフが訪問し、児童に対する直接支援と保育士等に専門的な支援方法を伝える間接支援を行う。 ◇ 対象児 発達に困り感のある児童、障がいのある児童
	④障害児相談支援事業 障がい児等が自立した日常生活を送ることができるように障がい児等の心身の状況等に応じて、適切な福祉サービスを利用できるように相談及び支援を行う。 ◇ 対象児 発達に困り感のある児童、障がいのある児童 ◇ 対象地域 白鷹町及び近隣市町
(2)さくらカフェの開催	障がいのある児童や発達に困り感のある児童とその家族の生活を支えるため、保護者同士で交流ができる場を提供する。また、講演会の開催や、療育相談等を行い、障がい等についての理解深める。

8. 広報について

項 目	内 容
広報活動	地域福祉の推進ための取り組みを周知することで、地域福祉の意識高揚に努める。 ◇ 機関紙「ふれあい」の発行（年3～4回 全戸配布） ◇ ホームページ ◇ facebook、LINEなどのSNSの活用

9. 共同募金運動への協力

項 目	内 容
(1)赤い羽根共同募金運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 10月～12月 ◇ 募 金 額 1戸 600円 ◇ 広 報 10月 全戸配布 ◇ 使 途 ふれあいサロン、福祉団体への助成等 ボランティア活動の推進等
(2)歳末たすけあい運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 実施時期 12月 募金目標額 1戸 300円 広 報 10月全戸配布 使 途 支援を必要とする世帯や高齢者への友愛訪問 活動、ボランティア団体活動支援、地域福祉活動等
(3)義援金の取り扱い	災害時における義援金窓口を開設する。

10. 福祉団体の活動支援

項 目	内 容
(1)民生委員児童委員協議会	地域住民の身近な相談者として、地域福祉活動を行う委員の活動を支援する。 ◆ 民生委員・児童委員 51名 ◆ 主任児童委員 3名 ◆ 地区民児協の開催 ◆ 研修会等の実施 ◆ 福祉カルテの作成 ◆ 調査活動の実施
(2)老人クラブ連合会	老人クラブ活動が活性化するような企画・運営に関係機関と協力し支援する。 ◆ 単位老人クラブ 3クラブ ◆ グラウンドゴルフ大会、軽スポーツ体験交流等の実施 ◆ 研修会等の実施 ◆ 県福祉大会への参加
(3)身体障がい者福祉協会	身体障がい者（手帳所持者）への理解と、会員相互の親睦を図る活動を支援する。 ◆ 会員交流会の実施（レクリエーション等） ◆ 県福祉大会への参加 ◆ 県障がい者レクリエーション大会への参加
(4)手をつなぐ育成会	会員相互の連携、研修等を実施し、知的障がい者への理解への啓発活動や活動を支援する。 ◆ 自立研修 ◆ 県福祉大会への参加
(5)遺族会	戦没者遺族の相互扶助と福祉の増進を図るため、その活動を支援する。 ◆ 町戦没者追悼式への参列 ◆ 全国・県戦没者追悼式への参列 ◆ 県遺族大会への参加

(6)戦没者追悼式の開催 (町委託事業)	戦没者を追悼し、平和を祈念する事業の実施をする。
-------------------------	--------------------------

1 1. 関係機関との連携

項 目	内 容
(1)社会福祉関連法人連絡協議会の開催	町内9つの社会福祉関連法人が、地域生活課題について、解決するための支援策を連携し、協働で解決に努める。
(2)西置賜地方福祉連絡会議	西置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇担当：飯豊町 ◇ 会長会議（11 月上旬） ◇ 事務局長会議（4 月中旬、11 月上旬） ◇ 担当者的会議（4 月中旬、2 月下旬） ◇ 職員研究協議会（8 月）
(3)置賜地方社会福祉協議会連絡会	置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇ 担当者的会議（担当：米沢市） ◇ 役員研修（担当：長井市） ◇職員研修（担当：小国町） ◇ 老人クラブ連合会連絡協議会（担当：飯豊町）
(4)置賜ボランティアの輪連絡会議	置賜 3 市 5 町のボランティア活動を推進するための事業に参画する。 ◇ 置賜ボランティアの輪連絡会議（担当：南陽市）